

平成 31 年 1 月 29 日

第 40 回全日本リコーダーコンテスト参加団体の皆様へ

第 40 回全日本リコーダーコンテストの申し込み期間中ではありますが、参加要項の一部を加除訂正させていただきます。

◆加除訂正箇所：要項 3 ページ目「5 演奏曲」の(1)と※

《訂正前》

- | |
|--|
| <p>(1) 演奏曲は一曲とします。ただし組曲や数楽章で構成されている曲は、一曲と見なします。</p> <p>(2) 編曲等された場合、著作権等の許諾を得ないまま演奏はできません。</p> <p>※作曲家が異なる曲を 2 曲以上演奏することは、時間内でもできません。</p> <p>※編曲等をされた場合は、必ず作曲家または出版社に許諾を得てください。</p> <p>※申し込み時、組曲及び楽章がある曲については、どの箇所を演奏するかを明記願います。</p> |
|--|

《訂正後》赤字の部分が訂正箇所です。

- | |
|--|
| <p>(1) リコーダーのオリジナル曲もしくは、リコーダーを主たる楽器として編曲された曲。</p> <p>(2) 編曲等された場合、著作権等の許諾を得ないまま演奏はできません。</p> <p>※制限時間内であれば、数曲演奏されても可です。</p> <p>※編曲等をされた場合は、必ず作曲家または出版社に許諾を得てください。</p> <p>※申し込み時、組曲及び楽章がある曲については、どの箇所を演奏するかを明記願います。</p> |
|--|

《訂正前》の「演奏曲は一曲」という項目は、今年の要項から盛り込んだものですが、各地区大会前にお知らせすべき内容でした。地区大会で二曲以上を演奏され、そのステージ全体を評価されて推薦を獲得されたのに、全日本大会で一曲に絞らなければならないという事態は、当研究会としても本意ではありません。

したがって、昨年同様、曲数には制限をかけないことといたします。演奏曲については、全部で演奏時間 6 分以内ということと、編曲された場合は許諾申請済みの曲ということをお守りいただければ、受け付けをさせていただきます。すでにお申し込み済みの団体で、訂正前の要項に従って曲目を減らした団体がありましたら、ご一報ください。

各参加団体及び地区担当者にはご心配、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

全日本リコーダー教育研究会
会長 牧野光洋